

議 事 録

第 18 期名護市農業委員会 第 14 回 総 会

令和 6 年 10 月 29 日 (火)

名護市農業委員会 第14回総会

開催日時 令和6年10月29日（火）午前10時00分～11時30分

開催場所 屋部支所

出席委員（農業委員）

1番	野原 朝行	欠	2番	比嘉 清隆	○	3番	川上 達也	○
4番	岸本 信子	◎	5番	山城 秀樹	◎	6番	仲村 正司	○
7番	前川 太輝	○	8番	伊波 實	○	9番	宮城 政喜	欠
10番	宮城 二郎	欠	11番	比嘉 政昭	○	12番	川野 圭輔	○

（農地利用最適化推進委員）

13番	大城 昭夫	○	14番	清水 一郎	○	15番	比嘉 海斗	欠
16番	呉屋 信竹	○	17番	平 智昭	欠	18番	林 昌平	○
19番	宮城 直人	○	20番	上間 光成	○	21番	古我知 直人	○
22番	玉城 司	○	23番	上地 一宏	○	24番	野原 三喜郎	○
25番	藤原 邦彦	○						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書 記 名護市農業委員会事務局

議 案 第81号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 第82号 農地転用事業計画変更承認申請について
 第83号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 第84号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 第85号 農用地利用集積計画の意見決定について
 第86号 非農地証明願について

(開会)

局長 これより総会を進めさせていただきます。本日、議長欠席のため議長代理として副会長が進行いたします。

議長代理 本日、議席番号 9 番委員、10 番委員欠席報告がございますが、定足数を満たしておりますので会議が有効に成立していることをご報告いたします。

 本日の議事録署名人は議席番号 4 番委員、5 番委員の両委員委にお願い致します。また、書記には事務局職員を指名いたします。

 では、これより第 14 回名護市農業委員会総会を始めます。

(議案第 81 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長代理 議案第 81 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 81 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。今月 2 件の申請となります。

 整理番号 1 番 我部祖河の 1 筆、地目は畑、面積 859 m²。新規就農による 3 条有償移転。従事日数 150 日。予定作物は野菜となっております。

 整理番号 2 番 運天原の 1 筆、地目は畑、面積 238 m²。規模拡大による 3 条有償移転。従事日数は 250 日。予定作物はバナナとなっております。今月の農地法第 3 条の規定による許可申請については以上となります。

議長代理 議案第 81 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について異議、質疑はございませんか。

議長代理 異議なしでありますので議案 81 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてすべて可としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長代理 議案第 81 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について申請通りすべて可と致します。

(議案第 82 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について)

議長代理 議案第 82 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局より説明をお願いします。

事務局長 議案第 82 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について今月 2 件申請がございますが、こちらは 5 条と同時申請されておりますので後ほど 5 条申請と合わせて説明させていただきます。

(議案第 83 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長代理 議案第 83 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 83 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、今月 1 件申請がございます。

事務局 整理番号 1 番 宮里の 1 筆、地目は田、面積 483 m²、転用目的は一般住宅となっております。農地区分は第 2 種農地、一団農地は 0.1ha となっております。説明以上となります。

議長代理 議案第 83 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について質疑はございませんか。

議長代理 異議なしでありますので只今事務局より説明のありました、議案第 83 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 84 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長代理 議案第 84 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 84 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について今月 12 件の申請となります。

事務局

整理番号 1 番 許田の 1 筆、地目畑、面積 785 m²のうち 127.06 m²。使用貸借権による墓地の申請となっております。農地区分は第 2 種農地、一団農地 0.1ha 未満となっております。

整理番号 2 番 数久田の 1 筆、地目は畑、面積 43 m²。所有権移転による墓地の申請となっております。こちらはすでに墓地として利用しておりますので始末書付きとなっております。農地区分は第 2 種農地、一団農地 0.1ha 未満となっております。

整理番号 3 番 数久田の 1 筆、地目は畑、面積 27 m²。所有権移転による墓地の申請となっております。こちらもすでに墓地として利用されておりますので始末書付きとなっております。農地区分は第 2 種農地、一団農地 0.1ha 未満となっております。

整理番号 4 番 為又の 2 筆、地目は田、合計面積 1,130 m²。所有権移転による建築条件付売買予定地の申請となっております。農地区分は第 2 種農地、一団農地 0.6ha となっております。

整理番号 5 番、6 番 真喜屋の 2 筆、地目は田、合計面積 535 m²。賃借権による車両展示場の申請となっております。農地区分は第 2 種農地、一団農地 1.3ha となっております。

整理番号 7 番 川上の 1 筆、地目は田、面積 852 m²。所有権移転による建築条件付売買予定地となっております。農地区分は第 2 種農地、一団農地 0.1ha 未満となっております。

整理番号 8 番 親川の 1 筆、地目は田、面積 208 m²。所有権移転による貸駐車場及び貸資材置場の申請となっております。貸駐車場及び貸資材置場の申請ですので確約書付きとなっております。また、こちらはすでに利用されておりますので始末書付きとなっております。農地区分は第 2 種農地、一団農地 0.1ha 未満となっております。

整理番号 9 番 久志の 1 筆、地目は畑、面積 457 m²。所有権移転による貸資材置場の申請となっております。こちらも確約書付きとなっております。農地区分は第 2 種農地、一団農地 0.4ha となっております。

整理番号 10 番 東江二丁目の 1 筆、地目は田、面積 605 m²。所有権移転による駐車場の申請となっております。農地区分は第 2 種農地、一団農地 1.5ha となっております。

整理番号 11 番 大南四丁目の 2 筆、地目は田、合計面積 266 m²。所有権移転による一般住宅の申請となっております。農地区分は第 3 種農地となっております。

整理番号 12 番 大北三丁目の 1 筆、地目は畑、面積 287 m²のうち 101.57 m²。所有権移転による進入路の申請となっております。こちらは事業計画変更の整理番号 2 番と同時申請となっております。すでに住宅への進入路として使用されておりますので始末書付きとなっております。

残りの面積の部分は事業計画変更の整理番号 1 番の申請となっております。こちらは当初一般住宅建築予定でしたが、勤務先が遠方となり計画を断念し今回貸資材置場としての申請となっております。貸資材置場の申請ですので確約書付きとなっております。農地区分は第 3 種農地となっております。説明以上となります。

議長代理 議案第 82 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。議案第 84 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について異議、質疑はございませんか。

委員 整理番号 2 番、3 番についてですが、始末書付きとなっておりますが、隣接のすでに墓地として利用している農地を一緒に申請することはできないのですか。

事務局 こちらの農地だけではなく違反と知らず墓地を建築しているところが、市内に多数ございますので、今後指導していきたいと思います。

委員 ありがとうございます。

議長 整理番号 1 番は分筆して墓地を建てるということですか。

事務局 整理番号 1 番ですが分筆はせずに、内面積での申請となっておりますので、今回地目の変更は伴わないです。

議長代理 墓地建設ですので、農業委員会以外での申請もありますか。

事務局 環境対策課への申請も並行で行っております。

議長代理 他に質疑のある方いらっしゃいますか。

議長代理 質疑がありませんので、議案第 82 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、議案第 84 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について申請通りすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長代理 議案第 82 号、議案第 84 号をすべて可と致します。

(議案第 85 号 農用地利用集積計画の意見決定について)

議長 議案第 85 号 農用地利用集積計画の意見決定について事務局より説明をお願いします。

事務局 令和 6 年 10 月 21 日付け名護市長より農業委員会会長宛てに「農用地利用集積計画の決定について（依頼）」がございます。

今回利用権設定者が譲渡人 3 名、譲受人 3 名となっております。詳細につきましては担当より説明いたします。

農地係 整理番号 1 番 真喜屋の 1 筆。10 年間の使用貸借権、予定作物はマンゴー。新規 53 歳。従事日数 250 日従事予定です。

整理番号 2 番 仲尾次の 1 筆、利用権使用貸借権から所有権移転、予定作物はサトウキビ。75 歳。農業補助者 1 名、従事日数 150 日従事予定です。

整理番号番 3 番、4 番 饒平名の 2 筆、利用権使用貸借権から所有権移転、予定作物はモリンガ。33 歳。従事予定者 2 名、従事日数 250 日予定です。説明以上となります。

議長代理 議案第 85 号農用地利用集積計画の意見決定について質疑はございませんか。

議長代理 質疑がないようですので、議案第 85 号農用地利用集積計画の意見決定についてすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 86 号 非農地証明願について)

議長代理 議案第 86 号非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 86 号非農地証明願について。案件は今月 6 件ございます。
整理番号 1 番 許田の 1 筆、地目は畑。面積 123 ㎡。非農地の理由として、当該申請地は河川に面する袋地で 20 年以上前から農地として利用されていない。また、大雨が降ると河川から水や土砂が流入するため農地としての利用は困難であるとの事です。こちらは後ほど、現地調査を行った調査員より意見をお願い致します。

事務局 整理番号 2 番 真喜屋の 3 筆、地目は畑、合計面積 911 ㎡。非農地の事由として、当該申請地は急傾斜地になっており山林化しているため農地としての復元は困難であるとの事です。現地調査を行った際、山林化しており進入も困難でしたので現地調査員及び三役会議でも非農地相当ではないかとの意見でした。

事務局 整理番号 3 番 旭川の 1 筆、地目は畑、面積 511 ㎡。非農地の事由として、当該申請地は石が多く営農には不向きな土地である。また、1 日を通して日の当たる時間が短く作物の栽培が困難な土地であるとの事です。こちら後ほど調査員の意見を述べて頂きます。

事務局 整理番号 4 番 屋我の 1 筆、地目は畑、面積 50 ㎡。非農地の事由として、当該申請地は昭和 33 年頃に建築された建物の敷地となっており、農地としての有効活用は困難であるとの事です。申請地は住宅の一部分で駐車場として使用されているので、違反転用のように見受けられますが、農地法が施行される前から住宅の一部として使用されておりますので、調査員及び三役会議での意見は非農地証明相当との意見でした。

事務局 整理番号 5 番 大東三丁目の 1 筆、地目は畑、面積 270 m²。非農地の事由として、当該申請地は袋地になっており進入が困難である。また住宅に囲まれ耕作するには不向きな土地であるとの事です。こちらも後ほど調査員の意見を述べて頂きます。

事務局 整理番号 6 番 大西三丁目の 1 筆、地目は畑、面積 37 m²。非農地の事由として、当該申請地は周囲は墓地であり農地としての利用は困難な土地であるとの事です。現地調査をした際の意見ですが、申請地は墓地の中にあり、耕作するには不向きな土地で、また進入路は細く崖のようになっており進入は困難な状況でした。三役会議での意見は証明相当との意見でした。

説明は以上となります。現地調査及び三役会議で意見が上がったものを順に調査員に意見して頂きます。整理番号 1 番の意見をお願いします。

調査員 申請地は現地調査では農地として利用することは可能であると思いましたが、大雨が降った際の状況を踏まえ判断する必要があると思ひ現地調査のみでは判断が困難であるため総会での審議に委ねたいと思ひます。

事務局 補足で説明させて頂きます。申請者から大雨が降った際の写真添付や聞き取りで申請地のすぐ近くに川が流れており、大雨が降った際に土砂や雨水が流れ込み、農地として利用するには困難な状態との事です。また、非農地の判断基準がありますが自然災害等で農地への復旧が出来ないと認められる場合とありますので、該当するのではないかと思います。

議長代理 整理番号 1 番について質疑はございますか。

議長代理 質疑がありませんので議案第 86 号整理番号 1 番を可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長代理 次に整理番号 2 番について質疑はございますか。

議長代理 質疑がありませんので議案第 86 号整理番号 2 番を可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長代理 整理番号 3 番、調査員の意見ををお願いします。

調査員 申請地は砂利が敷かれ違反転用状態となっておりました。土地は平坦で、道路にも面しているため、違反状態が改善されれば農地として利用は可能であると感じました。現地調査及び三役会議での意見は、農地として復元できるとの意見でした。以上です。

議長代理 議案第 86 号整理番号 3 番について何か質疑はございますか。調査員及び三役での意見は農地として利用できるのではないかと意見でしたが、皆さんいかがですか。

委員 転用の見込みはありますか。

事務局 はい、見込みはある農地となっております。

議長代理 他にございませんか。ないようですので議案第 86 号整理番号 3 番を証明不可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長代理 議案第 86 号整理番号 4 番について質疑はございませんか。

議長代理 質疑がありませんので議案第 86 号整理番号 4 番を可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長代理 議案第 86 号整理番号 5 番について調査員の意見ををお願いします。

調査員 申請地は土地の半分ほどが山林化している状態ですが、残り半分は背の高い雑草が生えている程度で草刈りを行えば農地としての利用は可能と感じました。現地調査員及び三役会議での意見ですが、申請地は現況が混在しており判断が困難であるため総会での審議に委ねたいと思います。

議長代理 議案第 86 号整理番号 5 番について質疑はございませんか。

事務局 補足で説明させていただきます。三役会議の中で利用状況調査を行った会長より、申請地は周囲を含めかなり高低差があり耕作するのは難しいのではとの意見がありました。

議長代理 申請地の周囲は耕作されていますか。

事務局 申請地周辺も耕作されていません。

議長代理 挙手にて採決を取りたいと思います。

議長代理 採決の結果、議案第 86 号整理番号 5 番を可と致します。

委員 異議なし。

議長代理 議案第 86 号整理番号 6 番について質疑はございませんか。

議長代理 質疑がありませんので議案第 86 号整理番号 6 番を可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(閉会)

議長代理 以上で本日の議案はすべて終了しました。
これをもちまして、第 14 回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名する。

名護市農業委員会

議長代理(比嘉清隆)

比嘉清隆

署名委員(岸本信子)

岸本信子

署名委員(山城秀樹)

山城秀樹